

子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

● 支給対象者

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満（表2の限度額目安未満かどうか）

※特例給付とは、所得が高額な方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

● 対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

ただし、
 ・「臨時福祉給付金」の対象となる児童
 ・生活保護の受給者となっている児童 など

● 支給額

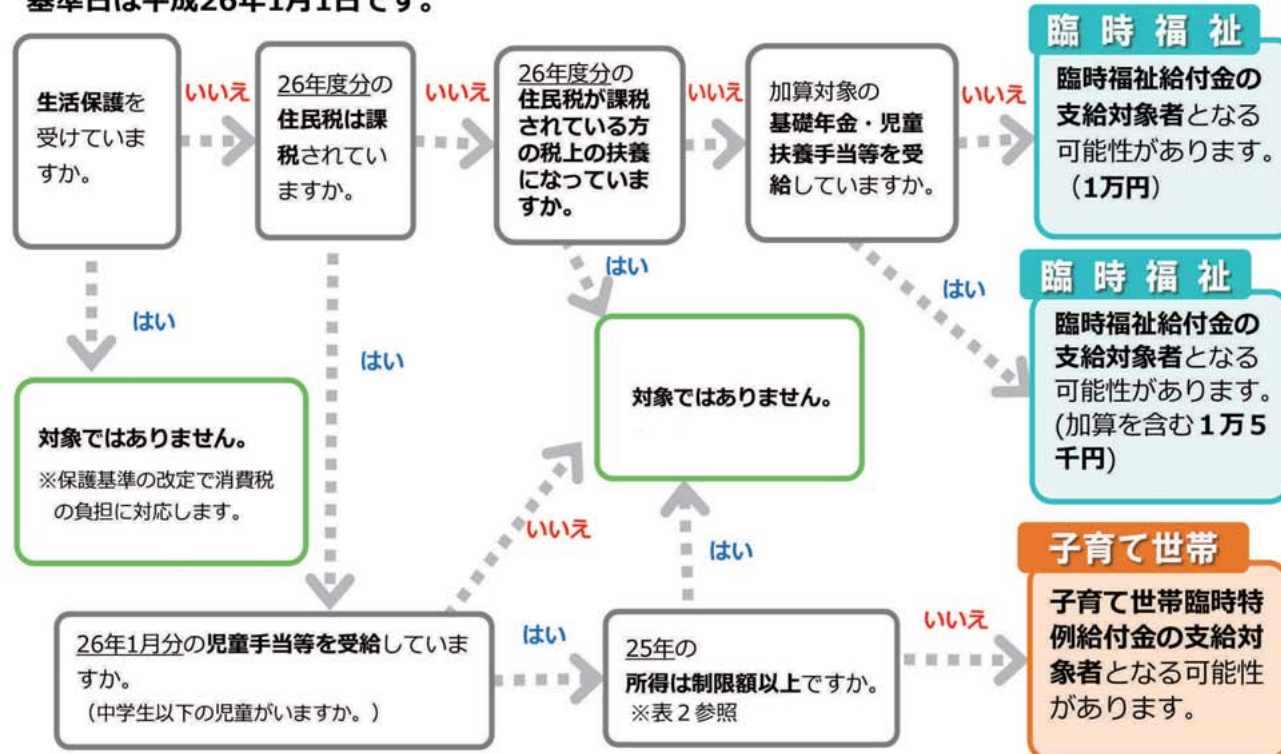
対象児童1人につき **10,000円**

表2【児童手当の所得制限限度額（給与収入ベース）】

区分 (扶養親族等の数)	限度額目安 (給与収入ベース)
子1人(1人)	875.6万円
夫婦子1人(2人)	917.8万円
夫婦子2人(3人)	960万円

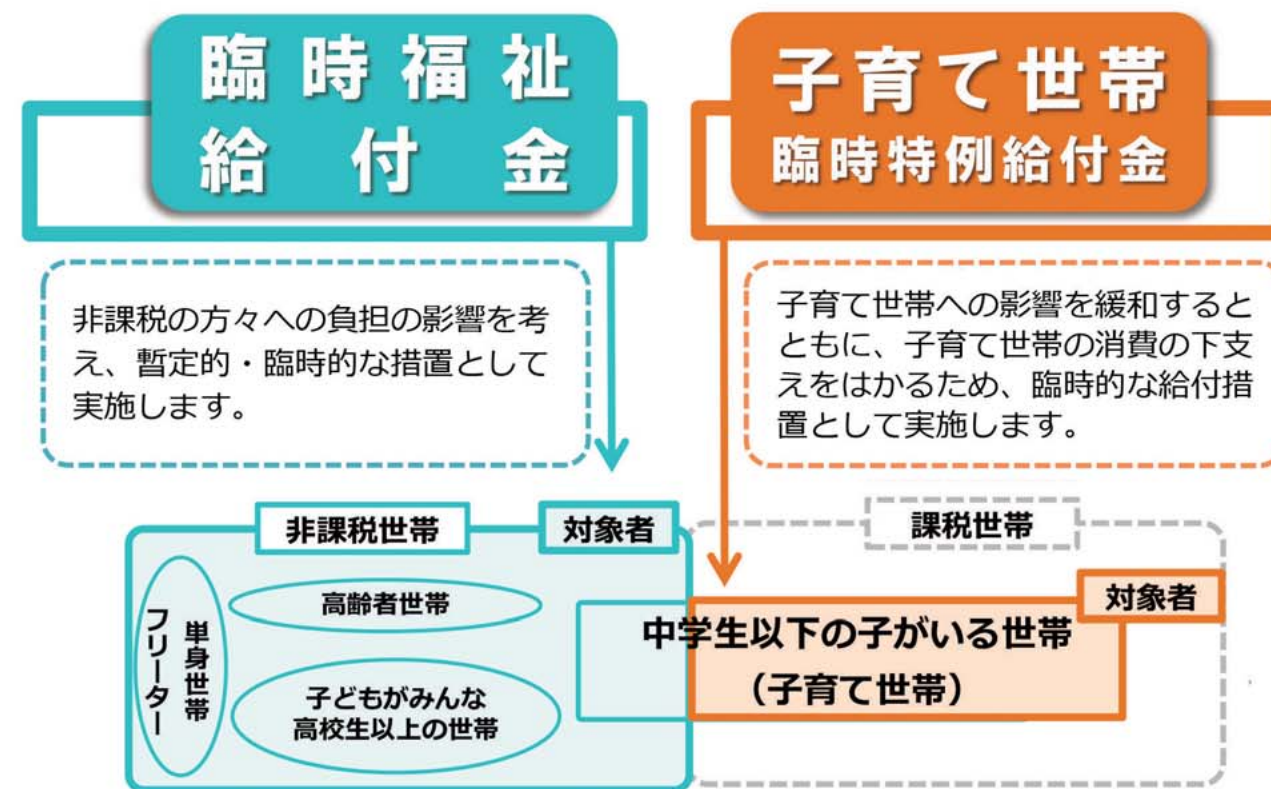
受給対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日です。



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。ご不明な点は山都町または厚生労働省までお問い合わせください。
 ※申請方法については次項に掲載しています。

消費税率の引き上げに伴う、「給付金」の受給手続きについて



注) 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。両方に該当する場合は、臨時福祉給付金が優先されます。

臨時福祉給付金

支給要件

● 支給対象者

- ・平成26年度分の住民税が課税されていない方が対象です。

ただし、
 ・課税されている方の税上の扶養になっている場合
 ・生活保護の受給者である場合 など

● 支給額

- ・1人につき **10,000円**
- ・下記の《加算対象者》は1人につき **5,000円** を加算

《加算対象者》
 ・高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者※1
 ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など※2

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。
 ※2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。